主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

第一 申立 一 控訴人

1 原判決中控訴人に関する部分を取り消す。

2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

主文同旨。

第二 当事者双方の主張

次のとおり付加、訂正するほかは、原判決事実摘示中控訴人に関する部分と同一であるからこれを引用する。

一 原審主張の補正

原判決二枚目裏九行目の「よつて」の次に「滞納処分により」を、同最終行の「協会の」の次に「根抵当権に基づく」をそれぞれ加え、同行末尾から同三枚目表一行目の冒頭にかけての「強制」を「不動産」と改め、同三枚目裏九行目の「賃借し、」の次に「同日その引渡しを受け、」を加える。

二 当審における控訴人の法律上の主張

1 滞納処分と民事執行とは、執行機関、清算の対象者及び手続の細目を異にする異種執行であり、滞納処分による差押えは民事執行法五九条三項に定められた差押えに該当しないから、滞納処分庁を同条二項の差押債権者と解することはできない。したがつて滞納処分による差押えに短期賃貸借を禁止する効力があるとはいえない。

ない。 そうだとすれば、本件において、京都市(中京区役所)がした滞納処分による差押え(以下「本件滞納処分による差押え」という)が存在するからといつて控訴人の短期賃借権に影響することはなく、控訴人は短期賃借権を被控訴人に主張することができる。

2 又滞納処分が先行し、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 (以下「滞調法」という) 一三条により後行の民事執行手続につき続行決定がなされた場合において、先行の滞納処分による差押えに劣後する短期賃借権は、後行の 民事執行手続における当該不動産の売却によつて消滅するものではない。即ち

前記1記載のとおり滞納処分による差押えは民事執行法五九条三項に定められた 差押えには該当せず、滞納処分庁は同条二項の差押債権者でもない。

以上の点からみれば、先行の異種執行である滞納処分による差押えの効力を、後行の民事執行手続において直接援用しうるものではないというべきである。

そうだとすれば、本件において、滞納処分である京都市(中京区役所)の差押えの効力を、後行の民事執行手続である京都地方裁判所昭和五七年(ケ)第二四五号

事件(以下「本件競売事件」という)において援用しえず、右事件において、本件建物が売却されたことによつて控訴人の短期賃借権は消滅するものではないから、控訴人は、本件建物の買受人である被控訴人に対して右短期賃借権をもつて対抗することができる。

三 被控訴人の答弁及び主張

1 控訴人の当審における法律上の主張は争う。

2 仮に控訴人の右法律上の主張が正当であるとしても、滞納処分庁が滞納にかかる国税等につき交付要求をしたときは、民事執行法五九条二項の類推適用により、先行の滞納処分による差押えに後れる短期賃借権は売却によつて消滅すると解すべきであるところ、本件競売事件において、京都市(中京区役所)は、交付要求をしており、控訴人の短期賃借権は、消滅している。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 本件建物は、訴外人の所有であつたが、昭和五六年一〇月二九日、京都市 (中京区役所)が滞納処分によりこれを差押え、同月三〇日その旨の差押登記がな されたこと、その後、本件競売事件において京都地方裁判所が、昭和五七年六月二 八日不動産競売開始決定をし、同年七月一日その旨の差押登記がなされ、次いで、 被控訴人が、入札して昭和五八年七月一五日売却許可決定を受け、同年八月一〇日 代金を納付してその所有権を取得したことはいずれも当事者間に争いがない。

二 控訴人は、昭和五七年六月一九日に、訴外人から、本件建物のうち控訴人占有部分を、期間を三年と定めて賃借しその引渡を受けた旨主張するところ、もし、そうだとすれば、成立に争いのない甲第一号証の二によると、本件競売事件申立の基礎となつた訴外京都信用保証協会の根抵当権は、昭和五五年三月六日に設定され同月七日に登記がなされたものであることが認められるから、本件滞納処分による差押えがなければ、民法三九五条により、控訴人主張の短期賃借権は、本件建物の買受人である被控訴人に対抗しうることになる。

そこで、控訴人主張の賃借権が、本件滞納処分による差押えによつてその効力に 消長をきたすものであるか否かにつき検討する(なお地方税等の滞納処分について は地方税法により国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされているか ら、以下一般論については特に限定することなく説示することとする。)。 1 滞納処分は、納税義務者の財産を強制的に換価して換価代金から租税債権の

1 滞納処分は、納税義務者の財産を強制的に換価して換価代金から租税債権の 
満足をはかることを目的とするものである。こことのみにより直に不動産の使用収益までも禁止する必要 
北京できるとのみにより直に不動産の使用収益までも禁止する必要 
北京できるとされている(国税徴収法六九条)。した方記目的とは、活動のできるとされている(国税では、通常の目によるによるによりな処分までものとは前にとは相対できるとされている(国税では、一次できるとされている(国税では、一次できるとされている(国税では、一次できるとされている)にすた。 
北京できるとされた処分は、滞納処分庁のある国または地方公共では、 
大京できるといった。 
北京できるには、 
北京の対抗することが、 
北京の対抗することが、 
北京の対抗することが、 
北京の対抗することが、 
北京の対抗した民法に設定されたとする控訴人は、 
北京の対抗した民法に設定されたとする控訴人は、 
北京の対抗した民法に設定されたとする控訴人に対抗した。 
北京の対抗したの対抗したない。 
北京の対抗したが、 
北京の対抗したが、 
北京の対抗したが、 
北京の対抗したの対抗したが、 
北京の対抗したが、 
北京の対抗したの対抗したない。 
北京の対抗したの対抗したない。 
北京の対抗したが、 
北京の対抗が、 
北京の対抗が、

よつて右説示と異る控訴人の主張は失当である。

2 当事者間に争いのない前記請求原因事実に照らせば、本件競売事件においては、滞調法二〇条、一七条により準用される同法九条一項による続行決定がなされて手続が進められたものと推認される。

ところで控訴人主張のとおり、滞納処分と民事執行とは異種執行であることから、滞納処分による差押えは民事執行法五九条三項に定める差押えに該当するものとはいえず、又滞納処分庁が同条二項の差押債権者に該当するものとも解しえない。そして民事執行手続において不動産が売却された場合には滞納処分による差押えは、滞調法によりその効力が失なわれることになるが、滞納処分が先行し、後行の民事執行手続において滞調法による続行決定がなされて民事執行手続が進められた場合における先行の滞納処分と後行の民事執行との中間に設定された短期賃借権の帰趨については何らの定めもない。

〈要旨〉確かに、控訴人主張のとおり、滞納処分と民事執行とは異種執行であり、 滞調法による続行決定が後行</要旨>の民事執行手続自体の続行を意味し、先行手続

以上によれば、控訴人は、その主張する短期賃借権をもつて、本件建物の買受人である被控訴人に対抗することができないものといわねばならない。

三よって被控訴人の控訴人に対する本訴請求は理由があり、これを認容した原 判決は正当であつて控訴人の本件控訴は理由がないから民訴法三八四条によりこれ を棄却することとし、控訴費用の負担につき同法九五条、八九条を適用して、主文 のとおり判決する。

(裁判長裁判官 村上明雄 裁判官 堀口武彦 裁判官 寺崎次郎)